

特許庁「審判実務者研究会報告書2025」に基づく特許明細書ドラフティングの高度実践指針とクレーム解釈の法理

Gemini 3.1 pro

1. 序論：特許実務におけるクレーム解釈の重要性と本研究の射程

特許制度の根幹は、発明という無体財産に対して独占排他権を付与する代償として、その技術内容を世に公開させるという代償関係（公開代償理論）にある。この制度において、特許権者の保護範囲（専有権の客体的範囲）を画定すると同時に、第三者に対して自らの事業活動が侵害に問われるか否かの予見可能性を与える「境界線」として機能するのが「特許請求の範囲（クレーム）」である。したがって、特許出願の審査過程における新規性や進歩性の判断（発明の要旨認定）、特許成立後の無効審判における明確性要件やサポート要件の判断、さらには侵害訴訟における技術的範囲の属否判断のいずれの局面においても、微視的かつ最終的には「クレームに用いられている用語をいかに合理的に解釈するか」が最大の争点となる¹。

特許庁審判部が公表した「審判実務者研究会報告書2025」は、企業の知的財産担当者、弁理士、弁護士、特許庁の審判官、そして裁判所の裁判官といった第一線の実務家が一堂に会し、近年の重要審決や判決の事例について多角的に議論を行い、実務上極めて重要なポイントを抽出・整理した価値の高い研究報告である²。同報告書のうち、「テーマ4（特許電気）」においては「クレームで用いられている用語の解釈と明確化」が中心的な議題として取り上げられ、電気・情報通信分野における複数の知的財産高等裁判所の判決を通じ、用語解釈の実務的アプローチが深掘りされている¹。また、「テーマ3（特許化学）」においては、化学分野特有のパラメータ特許等におけるサポート要件の判断規範が論じられている⁴。

特許出願時において明細書や特許請求の範囲を起案する実務家（弁理士や知財部員等）は、常に極度の緊張感を伴う二律背反の課題に直面している。すなわち、将来現れるであろう予見不可能な侵害態様（代替技術や迂回技術）を広く捕捉し、かつ予期せぬ先行技術文献を回避するために「可能な限り広く、あるいは抽象的・上位概念化された用語」を用いたいという強い要求がある。しかしその一方で、第三者に不測の不利益を与えないための明確性要件（特許法第36条第6項第2号）や、発明の詳細な説明の開示範囲を超えた権利付求を防ぐサポート要件（同項第1号）を満たすためには、「具体的かつ一義的に意味が確定する用語」を厳格に用いなければならないという要求が存在する。

本研究報告は、「審判実務者研究会報告書2025」において精緻に検討された事例研究（特に参考判決①～④、および化学分野の事例）を網羅的かつ体系的に分析し、そこから導き出される第二・第三の洞察（セカンド／サードオーダー・インサイト）を提示するものである。過去の判例の単なる事

実の羅列にとどまらず、これらの事例から「出願時に明細書を作成する際の具体的かつ実践的な注意事項」を抽出し、無効理由を内包せず、かつ将来の権利行使（エンフォースメント）が容易となる「強い特許権」を構築するための戦略的ドラフティング手法を論じる。

2. クレーム用語解釈の基本原則と法的背景の体系的理解

明細書作成の具体的なドラフティング技術論に入る前に、日本の特許実務において裁判所および特許庁がクレームの用語をどのような哲学的・法理的背景に基づいて解釈するのか、その基本原則（規範）を正確に確認しておく必要がある。これらの法規範から逆算することこそが、最適な明細書を作成するための唯一の出発点となるからである。

2.1. 発明の要旨認定における「リパーゼ事件」最高裁判決の規範と「特段の事情」

特許審査や無効審判において新規性・進歩性を判断する前提となる「発明の要旨認定」に関する最高裁判所の確立した規範として、昭和62年（行ツ）第3号「リパーゼ事件」判決が存在する¹。同判決は、クレーム解釈における極めて重要かつ不可逆的な以下の原則を示している。

第一の原則は「クレーム中心主義」である。発明の要旨認定は、特段の事情のない限り、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて厳格にされるべきであると宣言している¹。これは、第三者の予見可能性を担保するための大原則である。

第二の原則は「明細書の参酌」に関する例外規定である。特許請求の範囲の記載の技術的意義が「一義的に明確に理解することができない」場合、あるいは「一見してその記載が誤記であることが明細書の発明の詳細な説明の記載に照らして明らかである」などの「特段の事情」がある場合に限ってのみ、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌することが許されるにすぎないとしている¹。

この規範が明細書作成者に与える示唆は極めて大きい。クレームの用語がそれ自体で完結して明確な一般用語や学術用語で構成されていれば、出願人が明細書の実施例において意図していた狭い意味や特殊な条件に、審査官や裁判所によって勝手に限定解釈されることはない。これは出願人にとって、権利範囲を広く保つという意味で有利に働く。一方で、クレームの用語が曖昧であったり、多義的であったりする場合は「特段の事情」が発動し、明細書の記載に強く引きずられて限定的に解釈されるか、最悪の場合は後述する明確性要件違反として拒絶・無効の対象となるという重大なリスクを示している。

2.2. 明確性要件の趣旨と第三者の不測の不利益の防止

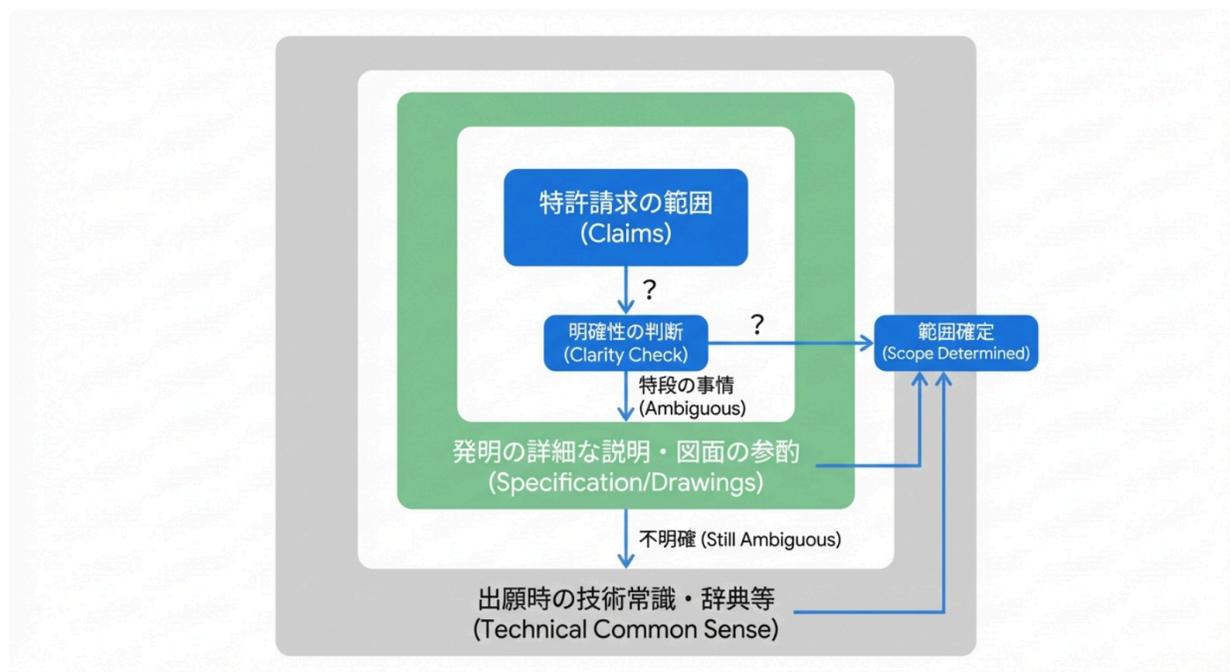
特許法第36条第6項第2号に規定される「明確性要件」について、知財高判平成21年（行ケ）第10434号等の多くの裁判例は、その立法趣旨を「仮に、特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合には、特許の付与された発明の技術的範囲が不明確となり、第三者に不測の不利益を及ぼすことがあり得るので、そのような不都合な結果を防止することにある」と明確に判示している¹。

そして、特許を受けようとする発明が明確であるか否かの具体的な判断手法は、①特許請求の範囲の記載それ自体を出発点としつつ、②願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、さらには③当業者の出願当時における技術的常識(技術水準)を基礎として、全体として「第三者に不測の不利を及ぼすほどに不明確であるか否か」という総合的な観点から判断されるべきであるとしている¹。

すなわち、実務者が明細書を起案する際のアプローチとしては、「クレームの用語単体で明確であること」を第一の絶対的目標としつつ、仮に最先端の技術領域において既存の学術用語が存在せず抽象的な造語や多義的な一般用語を用いざるを得ない場合には、「明細書の発明の詳細な説明が、その用語の専用辞書として完全に機能していること」、あるいは「出願時の技術常識に照らして、当業者であれば一義的に解釈可能であることを客観的に担保できること」を確保しなければならない。

これに関連して、知財高判平成6年(行ケ)78号は、明細書の技術用語を解釈するにあたり、辞典類等の定義を参考にすることは必要であるが、それのみによって解釈を得ようとするのは相当ではなく、「まず、当該明細書又は図面の記載に基づいて、そこで用いられている技術用語の意味あるいは内容を理解ないし解釈すべきである」と判示している¹。この判示は、明細書が当該特許における最高法規の辞書であることを裏付けている。

特許発明の技術的範囲確定における解釈の階層構造



特許発明の解釈においては、原則として特許請求の範囲の文言が最優先される。用語が一義的に明確でないなどの特段の事情がある場合に限り、明細書の発明の詳細な説明や図面が参酌され、さらには出願時の技術常識や辞書の定義が補助的に適用される。出願時の明細書作成においては、この階層構造を前提とした用語の定義付けが求められる。

3. 電気・情報通信分野における事例研究：裁判例の精緻な分析と教訓

本章では、「審判実務者研究会報告書2025」で取り上げられた4つの参考判決を詳細に解剖し、裁判所がどのような論理構成で用語を解釈したか、そしてそれが明細書作成の実務にどのような決定的な教訓をもたらすかを分析する。これらの事例はいずれも、明細書の書き方一つで特許の生死が分かれた重要なケースである。

3.1. クレーム用語の「文脈的・時系列的」解釈(参考判決①: マッサージ装置事件)

【事案の概要と争点】知財高判令和4年6月28日(令和3年(行ケ)第10070号、「マッサージ関連サービスを提供するシステムおよび方法」事件)においては、明確性要件および原文新規事項の追加が主たる争点となった¹。本件発明の請求項1には、「縮小命令セットコンピュータであるマイクロコントローラ」が「外部装置から受信した前記マッサージプログラムのプログラムコードと、前記マッサージプログラムと関連付けられたアイコンのグラフィカルコンテンツとを、暗号化された形式で前記外部装置から受信し」という工程(受信工程)が記載されていた¹。

無効審判請求人(原告)は、「実行可能(executable)」という用語に着目した。原告の主張は、英和コンピュータ用語大辞典の定義を引用し、「実行可能」という語は「コンピュータのCPUが、機械語に変換するようなことを要せず直ちに実行できる形になったもの」を意味する技術用語であるとした¹。その前提に立ち、本件クレームは「受信した時点において、既に直ちに実行可能な状態にあるプログラムコードを受信する」ことを意味しており、出願当初の原文明細書にはそのような「受信時に既に実行可能である」プログラムコードに関する記載が存在しないため、原文新規事項の追加(特許法第17条の2第3項違反)に該当すると強硬に主張したのである¹。

【裁判所の判断ロジック】裁判所は、原告の辞書的かつ一面的な主張を完全に退けた。裁判所の論理は、クレーム全体を通読した文脈的解釈に基づくものであった。裁判所は、クレームの記載から「マッサージプログラムのプログラムコード」が「マイクロコントローラによって実行可能な」ものであることは理解されるが、これは「少なくともマッサージプログラムのプログラムコードがマイクロコントローラで実行される際に実行可能な状態となっていればよいと解されるもの」であると判示した¹。暗号化された形式で受信している時点において、プログラムコードが直ちに実行可能な状態にあることまでを特定するものと解釈すべき根拠はないとし、むしろプログラムが受信や転送されている段階においては実行される段階にはないのだから、その段階におけるデータ形式を当業者が適宜に設定し得ることは技術常識であると認定した¹。さらに決定的な根拠として、明細書の実施形態の記載が、この裁判所の解釈(実行時に実行可能となればよいという解釈)に沿うものであり、原告の狭い解釈には沿わないものであると指摘し、明確性要件およびサポート要件の充足性を認めた¹。

【明細書作成者への実践的インサイト】

1. 用語の辞書的定義と工程・文脈の乖離への対応: 「実行可能(executable)」のような広く認知された一般的な技術用語であっても、クレーム内の「どの工程(フェーズ・タイミング)」に係る修飾語として用いられているかによって、その意味内容は劇的に変化する¹。原告の主張は辞書の定義を盲信するものであったが、裁判所はシステム全体の処理フローと当業者の常識から、動的かつ常識的な解釈を導き出した。実務者研究会でも、マッサージプログラムが実行可能となるタイミングについて何ら限定がないクレームに対し、「受信時に実行可能」と解釈するのは無理があるとの意見で一致している¹。
2. 特定の状態・タイミングの限定が不可欠な場合の明記: 仮に、出願人が「受信側での復号化やコンパイル処理の負荷をゼロにするために、あらかじめ送信側で完全に機械語に変換したコードを送る」という点に独自の発明のポイント(進歩性の源泉)を見出しており、それを権利化したかったのであれば、このクレーム表現は致命的な失敗であったと言える。その場合は、「受信時において直ちに実行可能な状態にある機械語プログラムコードをそのまま受信する」といったように、タイミングと状態の不可分性をクレームの文言として明記しなければならなかった¹。
3. 実施形態による解釈の裏付け(バックストップ)の重要性: 本件において裁判所が広い解釈を正当化した裏付けは、明細書の実施形態の記載であった¹。明細書に「受信時は暗号化されており、実行前に復号化・展開処理が行われる」旨の記載が豊かに存在していたため、クレームの合理的な解釈が担保されたのである。明細書に多様な実施形態(通信時は中間コード、実行時は機械語など)を許容する旨を記載しておくことが、クレーム用語の不当な減縮解釈を防ぐ防波堤となる¹。

3.2. 否定的表現の落とし穴と「専用・共用」の曖昧さ(参考判決②: 情報処理端末事件)

【事案の概要と争点】知財高判令和6年11月13日(令和6年(行ケ)第10023号、「情報処置端末」事件)では、出願過程における補正の適否および独立特許要件(明確性要件)が争われた¹。本願発明は、決済に関する情報入力の有無に関係なく、接触型・非接触型の読み取り部を同時に待ち受け状態に維持する情報処理端末に関するものであった。拒絶査定不服審判の過程で、請求項1の冒頭に「決済以外の用途において適用可能な情報処理端末であって、」という表現が追加される補正がなされた¹。審判段階において特許庁は、この追加された記載が「決済以外の用途においてのみ適用可能な情報処理端末(非決済専用端末)」であることを特定するものなのか、それとも「決済以外の用途においても適用可能な情報処理端末(決済・非決済共用端末)」であることを特定するものなのかが不明であり、本願明細書の記載を参酌しても不明確であるとして、明確性要件違反を理由に補正を却下した¹。

【裁判所の判断ロジック】裁判所は特許庁の審決を取り消した。まず、当該補正は「決済専用の端末を本件補正発明の技術的範囲から除外するもの」であり、特許請求の範囲の減縮に当たると認定した¹。その上で明確性について、文言上「決済以外の用途において適用可能な」という記載は、非決済専用端末のみを示すのではなく、決済用媒体と非決済用媒体の双方を処理の対象とする決済・非決済共用端末を除外しているとは解されない(共用端末も含む)と論理的に解釈した¹。さらに、この解釈の強力な裏付けとして、本願明細書の発明の課題が「決済以外の用途において適用可能な情報処理端末」の提供であると明記されていること、最初の実施例として「決済・非決済共用端末」の例が詳細に記載されていること、そして他の実施例として「非決済専用端末」の例も記載されている

ことを挙げた。これらの記載を総合的に参酌すれば、クレームが両者を包含していることは極めて明らかであり、第三者の利益を不当に害するほど不明確とはいえないと判示した¹。

【明細書作成者への実践的インサイト】

1. 「～以外の」「～を問わず」といった否定的・包括的表現の回避: 「A以外の用途」という言葉は、論理的にはAの補集合を意味するが、特許クレームという高度な権利文書の文脈においては、「Aの用途を完全に排除する(A非対応・専用)」のか、「Aの用途を主としないが対応は可能である(共用・汎用)」のかの解釈のブレを極めて生じさせやすい危険な表現である¹。本件は裁判で最終的に明確性が認められたものの、審判段階で特許庁の合議体が「不明確」と判断して拒絶した事実そのものが、こうした表現の持つ実務的リスクの大きさを証明している。実務者研究会においても、該当しない範囲の特定が難しいため、できるだけ肯定的な代替表現(例えば「第一の用途および第二の用途の双方に対応する」等)を用いるべきであるとの強い意見が出されている¹。
2. 技術的範囲の区別の明確化と実施例の網羅的記載による救済: 本件で特許権者が救済された最大の要因は、出願当初の明細書の中に「決済・非決済共用端末」と「非決済専用端末」の双方の実施例が周到に記載されていたことにある¹。この事実により、「決済以外の用途に適用可能」という広範な用語が、明細書に開示された二つの態様を正当に包含するという解釈が合理的に裏付けられたのである¹。出願時に明細書を作成する際は、包括的な用語を用いる場合、それが具体的にどのような使用態様のバリエーション(A専用、B専用、A・B共用など)を包含するのかを、発明の詳細な説明において明確に定義し、それぞれに対応する実施例を列挙しておくことが、後の明確性要件違反の攻撃を跳ね返す最大の武器となる¹。

3.3. 用語の厳密な統一と「または」の罫(参考判決③: テープドライブ装置事件)

【事案の概要と争点】知財高判平成30年10月24日(平成29年(行ケ)第10133号、「テープドライブ装置、記憶媒体」事件)では、先行技術文献(引用発明1)に基づく新規性の判断、具体的には本件発明の要旨認定が鋭く争われた¹。本件発明の請求項2には、メモリ内の用途識別情報が「前記磁気テープに対して追加記録または再生のみ可能とされている」という構成要件(構成要件F)が存在した。無効審判請求人(原告)は、この「追加記録または再生のみ可能」という日本語の文理からすれば、これはWORM(Write Once Read Many: 追加記録可能)のみならず、「再生のみ可能(再生専用)」の態様をも概念的に含むと広く解釈すべきであると主張した¹。もし原告の主張通り「再生専用」が含まれると解釈されれば、再生専用の先行技術によって新規性が否定される危機にあった。

【裁判所の判断ロジック】裁判所は、特許請求の範囲全体の記載構造と明細書の記載を詳細に分析し、原告の広範な解釈を退けた。第一に、他の独立請求項である請求項1において、「制約なしに記録再生可能、再生専用、追加記録または再生のみ可能、排出待機状態に移行」というように、「再生専用」と「追加記録または再生のみ可能」が全く別の独立した類型の用途として並列かつ明確に区別されて記載されていたことに着目した¹。第二に、明細書の発明の詳細な説明においても、用途番号「1」を「再生専用のもの」、用途番号「2」を「WORMを目的としたもの...したがって追加記録または再生動作のみが許可されている」として、両者を機能的にも構造的にも明確に区別して説明していた¹。これらの特許請求の範囲および明細書の記載全体を総合し、構成要件Fの「追加記録また

は再生のみ可能」は、「追加記録」又は「再生」の双方のみが可能となる場合を指すものであり、再生のみ可能となる場合(再生専用)を含まないと狭く、かつ厳密に解釈すべきであると判示した¹。

【明細書作成者への実践的インサイト】

1. 用語の統一的・排他的使用(特許法施行規則への準拠): 特許法施行規則第24条の4に基づく様式第29の2備考9には、「用語はその有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用する」と厳格に規定されている¹。本判決は、明細書内で意図的かつ体系的に区別して用いられた用語群は、クレーム解釈において厳格な排他的類型として機能し、出願人を予期せぬ先行技術から守る盾になることを証明している。実務者研究会でも、「明細書において文言を区別して用いている記述を特定する形での要旨認定であり、非常に共感しやすい論理である」と高く評価されている¹。
2. 「または(OR)」や「および(AND)」等の論理的結合子の危険性: 自然言語における「AまたはBのみ」という表現は、「Aのみ」「Bのみ」「AとBの双方のみ」のいずれとも解釈されうる極めて多義的な表現である。本件のように併記されている動作(追加記録と再生)が技術的に独立した動作である場合、仮に明細書で用途番号による厳密な区別を行っていなければ、原告の主張のように「再生のみ」も包含すると解釈される合理的な余地が十分にあった¹。クレームにおいて論理的結合子を伴う表現を用いる際は、その表現が包含する具体的な技術的態様(どの組み合わせがYESで、どの組み合わせがNOか)を、明細書においてマトリクス表などの形で明確に定義しておくことが不可欠である。

3.4. 定義なき一般用語と「消極的勝利」の代償(参考判決④: 自動最適化洗剤制御装置事件)

【事案の概要と争点】知財高判平成19年5月10日(平成18年(行ケ)第10420号、「自動最適化洗剤制御装置」事件)は、クレームの用語の意味が明細書等で一切定義されておらず、かつ一般的に広く用いられる抽象的用語について、明確性要件が争われた極めて示唆に富む事例である¹。本願発明の請求項1には「ユーザー設定入力を確認し、さらにシステムパラメータを確認するための確認手段」や「前記システムパラメータに基づいてフレキシブルな濃度設定値を計算する前記処理手段」という構成要件が含まれていた。特許庁(審判)は、システムパラメータが計算に寄与することは窺えるが、「システムパラメータ自体がどのようにして導き出すことができ、また、その構成内容が如何なるものか全く不明である」として明確性要件違反を理由に拒絶を維持した¹。

【裁判所の判断ロジック】裁判所は特許庁の審決を取り消した。裁判所は、本願明細書において「システムパラメータ」が特に定義されていない事実を認めた上で、「電気電子用語大辞典」の記述を参酌した¹。そして、パラメータとは一般にシステムの性質(属性)を与える物理的な量を意味するものであり、システムを制御する対象のパラメータを同定する作業は当然に行われるものであるから、特許請求の範囲においてもこのような一般的な意味で用いられていると理解すべきであるとした¹。さらに、「システムパラメータ」に温度を含めるか湿度を含めるかといったことは対象やニーズに応じて当業者が決めることであり、個々の物理量があらかじめ特定されていなければ発明が把握できないというものではないと判示し、明確性を肯定した¹。

【明細書作成者への実践的インサイト】

1. 無効審判での「消極的勝利」がもたらす権利行使時の致命的弱点：この判決は、明確性要件違反のハードルをクリアしたという点において出願人(特許権者)側の勝利に見える。しかし、実務者研究会における評価は極めて厳しいものであり、「明細書の記載は実質的に不十分である」との見解で完全に一致している¹。なぜなら、明細書に具体例が一切ない広範な一般用語は、特許庁の審査や無効審判を辛うじて切り抜けたとしても、実際のビジネスにおける侵害訴訟(権利行使)の場面においては「被告の製品が用いている特定の数値が、本件特許の不明確な『システムパラメータ』の技術的範囲に属するか否か」という泥沼の争点を生み出すからである¹。不特定多数の解釈が存在する用語は、牽制力を持たない「使えない特許」となるリスクが高い。
2. 一般用語の再定義と上位概念の具体的紐付けの絶対的必要性：「システムパラメータ」「処理手段」「制御部」といった汎用的で機能的な表現をクレームに用いる場合、明細書の実施例において具体的な物理量(例えば、洗濯機であれば水温、水量、洗剤濃度、回転数など)や具体的ハードウェア構成を必ず複数例示しなければならない¹。その上で、「本明細書におけるシステムパラメータとは、水温、湿度、濃度等を含むがこれらに限定されるものではない」といった拡張的かつ例示的な定義条項を設けることが、実務上の鉄則である。
3. 第三者視点からの防衛策としての「サポート要件」攻撃への備え：実務者の意見として、このような「不特定多数の解釈を有しうる定義なき用語」を用いた特許に対して第三者が対抗する場合、明確性要件での無効化が難しくとも、「用語を広く解釈した場合、そのすべての解釈(あらゆるパラメータ)において発明の課題が解決できるわけではない」という論理を構築し、サポート要件違反として無効化を図るアプローチが極めて妥当かつ有効であると指摘されている¹。これは出願人にとっての裏返しのアドバイスでもある。すなわち、広すぎる用語を用いたクレームがサポート要件違反で致命傷を負うリスクを常に想定し、従属請求項において特定のパラメータや物理量に限定した「強固な防衛線(フォールバック・クレーム)」を多段的に用意しておく必要がある。

クレーム用語の選択に伴う潜在的リスクと明細書上の防衛策

用語選択の課題 (Issue Type)	判例の該当事例 (Example)	生じうる法的リスク (Legal Risk)	明細書作成時の防衛策 (Drafting Solution)
一般的な技術用語の解釈タイミングの不備	<p>「実行可能」なプログラムコード（参考判決①：マッサージ関連サービス事件）。</p> <p>受信時に直ちに実行可能である必要があるか、あるいは実行される際に実行可能であればよいか争点となった。</p>	<p>受信時など特定のタイミングでの状態に限定解釈される、あるいは原文新規事項の追加、サポート要件違反、明確性要件違反として無効審判で争われるリスク。</p>	<p>広範な解釈を維持したい場合は、多様な形式（暗号化、中間コード等）を許す旨を実施形態に記載する。</p> <p>特定のタイミングでの状態を必須とする場合は、その旨を明示する。</p>
用途を限定する否定的・包括的表現の曖昧さ	<p>「決済以外の用途において適用可能な」（参考判決②：情報処理端末事件）。</p> <p>非決済専用端末のみを指すのか、決済・非決済共用端末も含まれるのが争点となった。</p>	<p>複数の解釈が生じ、第三者に不測の不利益を及ぼすとして、特許法36条6項2号（明確性要件）違反を満たさないと判断されるリスク。</p>	<p>否定的な表現（「～以外の」「～しない」）等を用いる際は、それらの用語具体的にどのような範囲（専用か共用か等）を指すのかを明細書で明確に定する。</p>
「及び」「又は」で併記される独立・包含関係の不明確さ	<p>「追加記録または再生のみ可能」（参考判決③：テブドライブ装置事件）。</p> <p>「追加記録」と「再生」の双方のみが可能なのか、「再生専用」の場合も包含するのかが争点となった。</p>	<p>包含関係があると広く解釈され、新規性・進歩性の要旨認定において想定外の先行技術文献と同一視されるリスク。</p>	<p>異なる概念は、明細書及特許請求の範囲全体を通じて統一して区別して使用する。</p> <p>用語が有する普通の意味を超えて特定の意味で使用する場合は、意味を定義し使用する。</p>
未定義の一般用語や造語による無数の解釈の余地	<p>「システムパラメータ」（参考判決④：自動最適化洗剤制御装置事件）。</p> <p>用語が明細書で特に定義されず、どのように導き出すことができ、構成内容が如何なるものかが不明確とされた。</p>	<p>第三者に不測の不利益をもたらすほど不明確であるとして明確性要件違反、あるいはサポート要件違反として拒絶・無効となるリスク。</p>	<p>造語や一般用語は、発明特徴に係る場合、技術的意義や具体例（列挙等）を明細書に記載し、定義を明確化する。</p> <p>辞書的な意味より狭い解を意図する場合は、用語定義を拡張・限定して記述する。</p>

「審判実務者研究会報告書2025」の事例研究に基づく、用語選択上のリスクと実務的防衛策の要約。出願時には、将来の権利行使や無効審判のリスクを先読みし、発明の詳細な説明において各用語の意義や実施例との対応関係を周到に構築する必要がある。

4. 領域横断的な明細書ドラフティングの高度実践的アプローチ

前章の裁判例分析と「論点2」「論点3」に関する第一線実務者の白熱した討議結果¹を踏まえ、特許出願時において明細書を起案する際の具体的な「思考プロセス」「表現の工夫」および「実務上の留意点」を領域別に再構築・体系化する。

4.1. 課題と作用効果の多層的・戦略的記述

特許発明の技術的意義は、「従来技術が抱えていたどのような課題を、いかにして解決したか」という因果関係の文脈においてのみ最も鮮明に理解される。したがって用語の解釈においても、単なる辞書的意味ではなく、課題や作用効果を前提としながら技術的側面から目的論的に解釈することが極めて重要である¹。

明細書ドラフティングにおける最大のジレンマは、出願段階において将来の特許庁審査官がどのような先行技術文献を引用してくるか、あるいは競合他社が将来どのような迂回技術を開発するかを完全に予測することが不可能である点にある。この不確実性に対抗するためには、課題の記述を「多層構造」にする必要がある。具体的には、明細書の「発明が解決しようとする課題」の欄には、業界全体に共通するような最大限に広く上位概念化された「主たる課題」を記載する。その上で、明細書の実施例の各所(段落ごと)に、「通信量の削減」「特定ノイズ環境下での認識率向上」「製造工程における歩留まりの改善」といった具体的かつ多様な「副次的課題」とその解決効果をちりばめておくのである¹。これにより、主たる引用文献が強力であった場合には、主たる課題の解決による進歩性主張を放棄し、特定の副次的課題の解決というニッチなポイントを差別化要因として主張する(審査段階での柔軟な主張の切り替え)ことが可能になる。

また、従来技術の課題を記載する際の「詳しすぎることの弊害」にも強く留意すべきである。従来技術の欠点を執拗かつ具体的に書きすぎると、審査官や侵害訴訟の裁判官に対し「本件特許は、従来技術に存在した〇〇という特殊な悪条件が存在する環境にのみ適用される限定的な発明である」というバイアスを与えかねない¹。その結果、特許請求の範囲の文言が広くても、明細書の課題の記載に引きずられて技術的範囲を過度に狭く解釈される(前提条件を狭く解釈される)重大なリスクが生じる。従来技術の記載は、発明のポイントを浮き彫りにする必要最小限の範囲にとどめるべきである。

4.2. 表現の工夫と構成要件間の相互関係の構築

クレームにおける表現技術として、前述したように「～以外」「～しない」といった否定的表現は、権利範囲の外延を不明瞭にするため極力回避すべきである¹。特許権は「何をしてはならないか」を規定するものではなく、「何から構成されているか」を規定する積極的権利である。「Aを対象とする」「Bを排除した閉鎖空間において機能する」といった、肯定的な状態や積極的な動作・構造を規定する代

替表現を徹底して模索すべきである。

さらに、単語単体では定義が曖昧になりがちな用語(例えば「処理部」「調整手段」「第一の部材」など)であっても、クレーム全体において構成要件間の「有機的結合関係」を緻密に記述することで、文脈から用語の意義を確固たるものにすることができる。具体的には、「入力されるAのデータに基づいてBの判定を行い、その判定結果をCの制御信号として出力する処理部」というように、情報の入出力関係、時間的な処理の前後関係、物理的な結合関係などを重層的に規定することで、用語の抽象性を中和し、明確化することが可能である¹。

4.3. 造語の定義と実施例の強固なブリッジ(対応関係)

クレームに使用する用語は、理想的には実施例における具体的な構成(下位概念)から共通の技術的思想を抽出・抽象化した「上位概念」を用いる。この際、明細書内において「本明細書でいう『○○(上位概念)』とは、実施例に記載された『△△(具体例1)』や『□□(具体例2)』を含む概念である」と明記し、クレームと実施例の間に誰もが理解できる強固な論理的ブリッジを架けることが推奨される¹。

情報処理(IT)・ソフトウェア分野においては、新たな概念やアルゴリズムを表現するために既存の学術用語が存在せず、出願人が独自の「造語」を用いざるを得ない局面が多々ある。しかし、この造語の定義が曖昧なまま特許庁の審査をすり抜けて権利化されてしまうと、第三者にとって権利範囲が全く判読できず、不当に高い牽制力を持たせてしまうため、紛争の火種となり無効審判の標的となる¹。したがって造語を用いる場合は、記載要件(特許法第36条)の問題を回避するため、必ず「入力データの定義」「アルゴリズム(処理内容)のステップ」「出力データの定義」の3要素を明細書において極めて丁寧に定義し、一義的に解釈できるよう配慮しなければならない¹。

一方で、明細書の冗長化を防ぐ視点も欠かせない。例えば、一般的なPCにおけるオペレーティングシステム(OS)の機能や、ネットワークにおけるTCP/IPプロトコルの基本動作など、当事者が一意に判断がつく周知の技術要素についてまで、用語の定義を全て延々と記述することは明細書を読みにくくするだけでなく、発明の真のポイントをぼやけさせるため、記載を省略する(あるいは一文で済ませる)といったバランス感覚が実務家には求められる¹。

4.4. 技術の難易度(ディープテック等)に応じた記載粒度の調整

明細書を作成する際にどこまで具体的に記載すべきかは、対象となる技術の「難易度」や「普及度」に応じてダイナミックに変化させる必要がある¹。

近年のAI(人工知能)関連出願など、既に社会実装が進み「一定の学習を行った学習済みモデルに特定の情報を入力すると、その特徴量に応じた推論結果が出力される」ことが当業者の技術常識として広く定着している分野(いわゆるAIの利用発明)においては、深層学習のアルゴリズムそのもの(CNNやRNNの数理モデル等)について教科書的に深く説明する必要は薄い。従来技術との差別化につながっていない周知部分の記載は思い切って省き、発明の真の価値である「入力データの前処理の特殊性」や「出力データの後処理の応用方法」にフォーカスした記載を行うべきである¹。

対照的に、量子コンピューティングの基礎アーキテクチャや、バイオインフォマティクスにおける新規

な遺伝子解析手法など、その技術内容を正確に理解できる当業者が世界に一握りしかいないような「ディープテック(先端基盤技術)」領域の出願においては事情が全く異なる。この場合、特許庁の審査官ですら技術常識を持ち合わせていない可能性が高いため、第三者の理解を促し、適切な審査・評価を引き出すためには、従来であれば自明とされるような前提知識や、詳細かつ具体的な動作メカニズムを、論文レベルで徹底的に記載することが不可欠となる¹。

4.5. 審査経過(包袋禁反言)を見据えた戦略とグローバル出願の視点

出願から権利化に至るプロセスにおいては、最初から明細書の記載を参酌して不用意に狭く限定解釈して審査に臨むのではなく、まずはクレームの文言から合理的に読み取れる「最も広い解釈」を採用した上で先行技術文献との対比を行うべきである¹。その上で、拒絶理由通知を受けた段階で、先行技術との差異を強調するために、意見書や手続補正書の記載によって禁反言的な制限を段階的かつ意図的に加えていくアプローチが、権利を広くとりたい出願人のニーズと権利の乱立を防ぐ公益的な立場のバランスを取る上で王道となる¹。

ただし、明確性要件違反(第36条)を解消するため「だけ」の意図で行った形式的な減縮補正や意見書の陳述が、後の侵害訴訟において「均等論における意識的に除外されたもの(包袋禁反言: File Wrapper Estoppel)」として厳格に解釈され、権利行使の道を絶たれてしまうリスクについては、実務家の間で極めてよく知られた罠である¹。補正や意見の主張を行う際は、それが「どの先行技術を回避するための限定なのか」あるいは「単なる明確化のための確認なのか」を明確に切り分け、不必要な技術的範囲の放棄(ディスクリイマー)を絶対に防がなければならない。

さらに、国際的な特許網構築を見据えた場合、日本国内での権利化だけを意識した明細書作成は危険である。特にソフトウェア・IT系の発明においては、米国出願時に機能的クレーム(mechanical means-plus-function: 米国特許法第112条(f))と判断され、権利範囲が明細書に記載された特定のハードウェア構造に極端に限定されるリスクや、抽象的アイデアであるとして特許適格性(Alice判決に基づく第101条拒絶)を否定される重大な懸念が存在する¹。これを回避するため、機能を実現する主体となる制御対象(ハードウェアコンポーネント、プロセッサ、メモリ等の物理的構成要素)を可能な限り具体的に明細書に書き込み、ソフトウェアとハードウェアの協働を物理的因果関係として詳述するなど、出願先国(米国・欧州等)の審査実務に応じた明細書の記載を当初から強く意識しておくことが不可欠である¹。

5. 異分野からの示唆: 化学分野におけるサポート要件と「ロジック」の構築

本報告書の電気分野(テーマ4)における議論は、用語の「意味」に関する解釈が主であったが、別テーマである「テーマ3(特許化学)」における議論も、分野を横断して明細書のサポート要件の質を高めるための普遍的な実務的指針を提供している⁴。化学・材料分野の発明、特に特定の数値範囲や未知のパラメータを用いて発明を特定する「パラメータ特許」におけるサポート要件の判断規範には、「演繹的ロジック(Deductive Logic)」と「帰納的ロジック(Inductive Logic)」という2つの明確なアプローチが存在し、これは電気や機械分野における機能的クレームのサポート要件にもそのまま応

用できる概念である⁴。

5.1. 判断規範としての「偏光フィルム事件」と二つのロジック

化学分野におけるサポート要件の試金石となる判断規範として、「偏光フィルムの製造法」事件(知財高裁大合議判決平成17年11月11日)が引用されている⁴。この規範によれば、特許請求の範囲に記載された発明が、明細書の発明の詳細な説明の記載から当業者が課題を解決できると認識できる範囲を超えているか否かが問われる。報告書では、この課題解決の認識に至るプロセスを以下の2種類のロジックに分類している⁴。

1. 演繹的ロジック(理論的証明の明示): 発明の構成要件(数値範囲やパラメータ)と、課題解決・効果の間に存在する技術的・物理化学的な因果関係が、理論的メカニズムとして論理的に説明できる場合のアプローチである。この理論的メカニズム(演繹的ロジック)を明細書に詳細かつ説得力をもって記述できれば、実施例の数が物理的に少なかったとしても、あるいは実施例のカバーする数値範囲が狭かったとしても、理論が適用できる範囲全体として「広いクレーム範囲がサポートされている」と認定されやすい⁴。電気分野における「システムパラメータ」等も、なぜそのパラメータの制御がシステム全体の最適化に寄与するのかというアルゴリズムの理論的背景を数式等を交えて記述すれば、これに該当する。
2. 帰納的ロジック(実験データによる網羅的証明): 対象系が極めて複雑であり、数理モデルや理論的なメカニズムの説明が困難で、膨大な実験結果の蓄積・スクリーニングから偶然的に最適な数値範囲を見出したような場合(帰納的ロジック)のアプローチである。この場合、実施例(成功例)と反例となる比較例(失敗例)のデータポイントの分布状況が、クレームが要求する広い数値範囲全体にわたって課題が解決できることを正当化するのに十分な数とバリエーションを備えているかを徹底的に検証しなければならない⁴。

5.2. 特殊パラメータと公的測定方法の欠如への対応

未知の独自の特殊パラメータを用いて発明を規定する場合、その算出根拠や数式的な定義が明細書に明確に記載されているかが特許の死命を制する⁴。さらに重要なのは、「公的な測定方法(JIS規格やISO規格など)」が存在しないパラメータの場合である。この場合、当業者がそのパラメータを再現して検証することが困難になるため、実施例において「どのような装置を用い」「どのような環境下で」「どのような手順で」測定を行ったかという、測定プロセス自体の極めて詳細なバックアップデータによる裏付けが示されているかが厳しく問われる⁴。これは、前章の電気分野における「システムパラメータ」事件(参考判決④)において、用語が定義されていないことが権利行使を困難にするという教訓と完全に軌を一にするものである。分野を問わず、独自に定義した指標や機能的要件を用いる場合は、その検証方法(テストプロトコル)を明細書に開示することが、実効性のある特許権を取得するための絶対条件となる。

6. 第三者(競合他社)視点からの特許網分析と自衛的アプローチ

明細書を作成する特許権者側の視点(オフェンス)だけでなく、競合他社の特許を分析し、自社の事業実施の自由(FTO: Freedom to Operate)を確保する第三者の視点(ディフェンス)を持つことも、逆説的に自らの明細書の質を高める上で極めて重要である。「論点3(無数の解釈を有しうる事例)」で議論されたように、用語が不明確で広範に解釈される他社特許に対して、第三者は以下のような高度な分析と対応を行う¹。

6.1. クレームの広義解釈の維持と安易な限定解釈の戒め

競合他社の特許を分析する際、技術者や知財担当者は、その特許の明細書に開示された具体的な実施例や図面に無意識に引きずられ、クレームの権利範囲を「実施例の範囲にすぎない」と安易に狭く解釈して(自己安心化して)しまう傾向がある¹。しかし、リパーゼ判決の規範に従えば、クレームの用語自体が明確であれば実施例に限定解釈されることはない。したがって第三者としては、明細書に「定義」と呼べるだけの明確で排他的な用語の規定(参考判決③のテープドライブ装置事件における用途番号による区別など)がある場合を除き、クレームの文言を最大限広く、かつ客観的に解釈し、自社製品が抵触するリスクを最も保守的(悲観的)に見積もる必要がある¹。

6.2. サポート要件攻撃への転換と無効化戦略

クレームの用語が不特定多数の解釈を有しうる(曖昧な)特許に対して、審査段階ですら特許庁が明確性要件違反での拒絶を維持できなかった場合(参考判決④の事例)、第三者が無効審判で明確性のみを争点として特許を潰すことは極めて困難を極める。このような場合、第三者は戦術を転換する。用語を最大限広く解釈したと仮定した場合、その広い解釈の範囲内に含まれる「あらゆる態様(すべてのパラメータの組み合わせなど)」において、明細書に記載された発明の課題が本当に解決できるのかを技術的に検証する。そして、課題が解決できない部分(非現実的なパラメータや、動作が破綻する組み合わせ)が権利範囲に含まれてしまっていることを論証し、特許法第36条第6項第1号の「サポート要件違反」として無効化を図るアプローチが極めて妥当かつ致命傷を与えやすい手法となる¹。また同時に、過度に広く解釈された結果として、その広大な権利範囲の中に既存の公知文献がすっぽりと収まってしまふことを指摘し、新規性・進歩性欠如を主張する文献攻撃を並行して準備することが、FTO確保のための基本戦略となる¹。この第三者の攻撃手法を熟知することこそが、出願人が自らの特許の隙(広すぎることによる無効リスク)を自己点検するための最良のリトマス試験紙となるのである。

7. 結論: 強靱な特許網を構築するための「自己完結型」明細書ドラフティング

「審判実務者研究会報告書2025」の電気分野および化学分野の事例研究から得られた最大の教訓は、「特許クレームの用語は、それ単独で孤立して存在するのではなく、明細書全体という生態系(エコシステム)の中で、他の構成要件や実施例、課題・効果の記載との相互作用によって初めてその真の命と技術的範囲を与えられる」という事実である。

特許請求の範囲は、発明の外縁を画定し第三者に警告を発する「門」である。しかし、その門の広

さ、頑強さ、そして形を最終的に規定し、紛争時に門を守る盾となるのは、発明の詳細な説明という「土台」に他ならない。本研究で分析した判例群が如実に示しているように、裁判所はクレームの用語を文字通り無制限に拡大解釈するわけでもなく、かといって無慈悲に実施例の形に切り詰めるわけでもない。常に、明細書全体に照らして「当事者にとって合理的な解釈の範囲内にあるか」を精緻に検証しているのである¹。

したがって、現代の高度で複雑な技術環境下において特許出願の明細書を作成する実務家が心に刻むべき最重要の注意事項は、以下の3点に集約される。

第一に、**「用語の自律的かつ排他的な定義体系の構築」**である。外部の辞書的な一般的な定義に漫然と依存するのではなく(参考判決④の危うさ)、明細書自体を「その発明専用の絶対的辞書」として機能させなければならない。重要な構成要件や機能的表現については、上位概念から下位概念(実施例)へのシームレスな繋がりを明記し、さらに「～を含み、～を含まない」といった境界線を自らの手で明示的にコントロールすることである。

第二に、**「論理的結合子と否定的表現の厳密な統制」**である。「～以外」「または」「および」といった、権利のベン図(集合論理)の形を根底から変容させてしまう言葉が、実施例のどの具体的態様とマッピングされているかを完全に把握し、意図せぬ技術の除外や過度な包含による新規性喪失のリスクを完全に封じ込めることである。

第三に、**「審査と訴訟のロングタイムラインを見据えた多層的防衛線の構築」**である。未知の強力な先行技術が提示される審査段階や、未知の迂回ロジックで挑んでくる侵害訴訟段階の双方にしなやかに対応できるよう、課題と作用効果を主・副の多層構造で記述し、サポート要件を満たすための理論的ロジック(演繹・帰納)を開示し、補正や訂正の際の「掘り所(フォールバックポジション)」を明細書の隅々に至るまで豊富に埋め込んでおくことである。

特許明細書のドラフティングとは、現在目の前にある技術情報を単に法的な文書フォーマットに変換するだけの単純作業では決してない。それは、発明の未来における技術発展の軌跡を予測し、将来数年、十数年にわたって起こり得るあらゆる技術的・法的な論争シナリオをシミュレーションし、その反論材料をテキストの中に前もって埋め込んでおくという、極めて高度で戦略的な「法的・技術的アーキテクチャ設計行為」に他ならない。本報告書から抽出された実践的知見と判例の法理を日々のドラフティング実務の血肉として統合することで、無効攻撃の嵐に耐え抜き、かつ権利行使において最大の牽制力を発揮する、真に事業価値の高い特許権の創出が可能となるのである。

引用文献

1. 01_electricity.pdf
2. 審判実務者研究会報告書2025 | 経済産業省 特許庁, 3月 28, 2026にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/2025_houkokusyo.html
3. 審判実務者研究会報告書2025が公 - 中山特許事務所, 3月 28, 2026にアクセス、
<https://www.nakayama-pat.com/%E5%AF%A9%E5%88%A4%E5%AE%9F%E5%8B%99%E8%80%85%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82025/>

4. 明細書作成の注意事項: 審判実務者研究会報告書2025(化学分野・サポート要件), 3月28, 2026にアクセス、
<https://yoroziupsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/4c3ca5210ffbaab016de.pdf>
5. 審判実務者研究会報告書2025 - 特許庁, 3月28, 2026にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2025_houkokusyo_honpen.pdf